

# 加古川市パラスポーツチャレンジ（障がい者スポーツ）出前講座実施要綱

令和3年4月1日  
市民協働部長決定

## （目的）

第1条 この要綱は、市民等の団体が主催する集会等に市民協働部スポーツ・文化課の職員が講師として出向き、障がい者スポーツの体験や講座等（以下「出前講座」という。）を実施することにより、より多くの市民にスポーツに参画する機会を提供するとともに、障がい者スポーツの理解と普及促進を図ることを目的とする。

## （対象）

第2条 出前講座を受講することができる者は、原則として市内に在住、在勤又は在学するおおむね10人以上の者で構成された団体等（以下「団体等」という。）とする。

## （内容）

第3条 出前講座の内容は、市民協働部長（以下「部長」という。）が別途公表する。

2 前項に規定するもののほか、部長は、前条に規定する団体等からの希望に基づき特別な講座を設けることができる。

## （開催日時及び場所）

第4条 出前講座は、原則として平日に開催するものとする。ただし、部長が必要と認めるときは平日以外に開催することができる。開催時間は、午前10時から午後9時までのうちおおむね2時間以内とする。

2 出前講座の開催場所は、市内に限るものとする。

## （申込み等）

第5条 出前講座を受講しようとする団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として受講しようとする日のおおむね1ヶ月前までに、加古川市パラスポーツチャレンジ出前講座申込書（様式第1号）をスポーツ・文化課に提出しなければならない。

2 出前講座の受講に係る施設の利用については、申込者の責任においてこれを行うものとする。

## （通知）

第6条 スポーツ・文化課は、前条第1項の規定による申込書を収受したときは、速やかに実施の諾否を加古川市パラスポーツチャレンジ出前講座諾否通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 前項の承諾をするときは、必要に応じて条件を付することができる。

## （実施の制限）

第7条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を実施しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 特定の政党、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 暴力団と関係のあるもの又はその恐れがある催しを行うおそれのあるとき。
- (4) 希望する講座の内容が出前講座の目的に反し、適当でないとき。
- (5) その他部長が出前講座を行うことが不相当と認めたとき。

## （変更等の報告）

第8条 第6条の規定により出前講座実施の承諾を受けた団体等は、開催日時、場所その他申込事項に変更があったとき、又は出前講座の受講を取り消そうとするときは、速やかにスポーツ・文化課に報告し、その承諾を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(費用負担)

第9条 講師の派遣費用は、無料とする。ただし、出前講座の受講に際して施設使用料及び保険料等が必要となるときは、申込者において負担するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。